

野田市公告第 8 6 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 4 月 30 日

野田市長 鈴木 有

1 入札に付する一時貸付物件

物件 番号	所在地	地目	地積 (㎡) ※1	貸付 期間	看板最大 表示面積 (㎡) ※2	広告物の高さ (m)
1	野田市柳沢新 田 26 番 24	雑種地	96	5 年	10.00	上端の高さ は、15m 以 下とする。
2	野田市宮崎新 田 108 番 9	宅地	110.38			
3	野田市中野台 843 番 1	宅地	71.96			

※1 土地の一部を広告看板用地として貸し付ける。

※2 千葉県屋外広告物条例施行規則第 6 条別表 2 によるものとし、看板の形状等は、別途事前協議を必要とする。

- (1) 一時貸付物件の指定用途
広告看板設置
- (2) 契約期間
契約日から令和 8 年 8 月 31 日まで
- (3) 貸付期間
令和 3 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの 5 年間
- (4) 最低貸付料
いずれの物件も 1 か所につき 5 年間で 232,000 円

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿（委託）の「広告・催事」に登載されており、自ら広告主の募集及び看板を制作することができる広告代理店であること。
- (2) 掲載する広告について、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から 3 年を経過している者であること。

- (5) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年 7 月 20 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 5 月 11 日制定）に基づく指名除外を受けていない者であること。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間に経過している者であること。
- (8) 入札日前 6 月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所から更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者であること。
- (10) 法令等に違反し又は抵触していない者であること。

3 入札参加受付

- (1) 受付期間 令和 3 年 5 月 17 日（月）から令和 3 年 5 月 21 日（金）
- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (3) 受付場所 野田市役所 3 階 総務部管財課 電話 04-7123-1075（直通）

4 入札保証金 免除

5 開札日時及び会場

- (1) 開札日時 令和 3 年 5 月 26 日（水）午前 10 時 00 分
- (2) 開札会場 野田市役所 7 階 706 会議室

6 契約日 令和 3 年 6 月 2 日（水）までに締結すること。

7 契約保証金 免除

8 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 明らかに連合であると認められる入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

9 その他

本公告のほか、一般競争入札による市有地（広告看板設置）一時貸付けの入札募集要領を熟読し、入札に参加すること。